

「第 3 次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の策定について

1. 計画の位置付け・趣旨

「第 3 次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づく法定計画であり、本市が長期的な視点に立ってごみの排出抑制及び適正な処理を進めるための基本的な方向性を定めたもの。

2. 策定の経過

- 平成 25 年 10 月 30 日 堺市廃棄物減量等推進審議会（第 8 期）に諮問
「第三次堺市一般廃棄物処理基本計画について」
(以降、平成 27 年 8 月 11 日までに審議会 7 回及び施設見学会を開催)
- 平成 27 年 8 月 21 日 堺市廃棄物減量等推進審議会（第 8 期）から答申
- 平成 27 年 12 月 18 日 計画（案）についてのパブリックコメント実施
～平成 28 年 1 月 29 日
- 平成 28 年 3 月 第 3 次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 策定

3. 計画の概要

○計画期間

平成 28 年度～平成 37 年度の 10 年間 ※5 年後の平成 32 年度に必要な見直しを実施

○基本理念

『ともに取り組み、実現する。環境負荷の少ない「循環型のまち・堺」』

○基本方針

- 1) 4R のさらなる推進
- 2) ごみに関わる多様な主体の連携・協働
- 3) 環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築

○計画目標（抜粋）

項目	平成 26 年度 (基準年度)	平成 32 年度 (中間目標)	平成 37 年度 (目標)
1 人 1 日あたり 家庭系ごみ排出量	680g	659g (21g 減量)	560g (120g 減量)
1 日あたり 事業系ごみ排出量	290t	237t (53t 減量)	226t (64t 減量)
リサイクル率	18.9%	20.6% (1.7 ポイント向上)	24.0% (5.1 ポイント向上)
清掃工場搬入量	27.7 万 t	25.0 万 t (2.7 万 t 削減)	21.0 万 t (6.7 万 t 削減)
最終処分量	2.8 万 t	2.3 万 t (0.5 万 t 削減)	1.7 万 t (1.1 万 t 削減)

○主な施策

- ・家庭ごみ有料化の導入 ・家庭系生ごみの減量対策
- ・家庭系古紙類の回収強化
(全市的な古紙類の分別排出・リサイクル体制の整備、資源物集団回収の更なる推進)
- ・事業系古紙のリサイクル推進 ・特に若年層に対する啓発強化
- ・災害に強い処理体制の構築
- ・ごみ処理施設整備の推進 (次期清掃工場の整備推進、老朽化施設の更新整備)

4. 進行管理

今後5年間(平成28~32年度)に取り組む具体的な施策について平成28年7月に策定した「第3次堺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画前期推進プラン」に基づき、毎年度進捗状況を把握するとともに、施策の評価・検証を行い、結果を廃棄物減量等推進審議会に報告、公表する。